

○総務省令第十九号

放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第九十三条第一項第四号の規定に基づき、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十六日

総務大臣 村上誠一郎

衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令
衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準（令和二年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、同項に掲げる者が、広帯域伝送方式によりテレビジョン放送の補完放送を行うときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同項の表の下欄に掲げるスロットの数に二を加算した数を超えないこととする。</p>	<p>超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満であるもの）</p>	<p>六十</p>
	<p>2 前項の規定にかかわらず、同項に掲げる者が、超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送の補完放送を行うときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同項の表の下欄に掲げるスロットの数に二を加算した数を超えないこととする。</p>		

附 則

この省令は、公布の日から施行する。